

副本

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

証拠説明書 (4)

令和3年11月15日

東京地方裁判所民事第42部A合ろ係 御中

被告指定代理人

松下 博之 


同

加登屋 毅 

同

石澤 泰彦 

同

井上 安曇 

略語等は答弁書、被告準備書面の例による。

号証	標 目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
乙 41	直近の感染状況の評価等 (抜粋)	写し	R3. 6. 16	厚生労働省アドバイザーボード	・ 東京都における新規感染者数は、令和3年3月に入ってからは下げ止まり、その後は5月上旬まで右肩上がりで増加していること
乙 42	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料 (第33回 令和3年2月18日) 抜粋	写し	R3. 2. 18	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	・ 令和3年2月18日開催の都モニタリング会議の資料 ・ 都基準での重症病床数は330床と記載されていること
乙 43	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料 (第34回 令和3年2月26日) 抜粋	写し	R3. 2. 26	同上	・ 令和3年2月26日に実施された都モニタリング会議の資料 ・ 東京都における医療提供体制についての専門家の評価は4段階で最も厳しい「体制が逼迫していると思われる」であり、医療提供体制の逼迫が続いていたこと
乙 44	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料 (第35回 令和3年3月4日) 抜粋	写し	R3. 3. 4	同上	・ 令和3年3月4日に実施されたモニタリング会議の資料 ・ 東京都における医療提供体制についての専門家の評価は4段階で最も厳しい「体制が逼迫していると思われる」であり、医療提供体制の逼迫が続いていたこと
乙 45	基本的対処方針等諮問委員会 (第14回) 議事録 (※東京都を含む1都3県の緊急事態宣言期間の延長が決定された日のもの)	写し	R3. 3. 5	基本的対処方針等諮問委員会	・ 東京都を含む1都3県の緊急事態宣言の延長決定にあたり、全体としては、ステージでいえばⅢ以下になってきているが、病床について、安定的に指標、数字が下がっていくことを見極めていく、ステージⅢ相当であることを確実にする必要あることから、ステージⅢを確実にものとするための措置を行う必要があるとする政府の考え方が示されていること (3頁)

乙 46	「第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議」議事録	写し	R2. 8. 20	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	・ 都が令和 2 年 4 月 27 日から使用している重症者の基準（都基準）について、専門家の意見も踏まえて現場の実態を反映した基準であること等の説明がなされていること
乙 47	（別添）8 月 20 日専門家によるモニタリングコメント・意見	写し	同上	同上	同上
乙 48	重症基準について	写し	同上	同上	同上
乙 49	基本的対処方針等諮問委員会（第 11 回）議事録 （※栃木県を除く 10 府県の緊急事態宣言の期限を 2 月 7 日から 3 月 7 日まで延長することが決定された日のもの）	写し	R3. 2. 2	基本的対処方針等諮問委員会	① 国と都の重症者病床の定義の数字が異なることに関して、厚生労働省から委員会の構成員に対して説明があったこと。 ・ 113%の重症者病床使用率は現実的には 70%弱であるとの説明がされていること。 ・ 都の重症者病床の定義は、医師の臨床的な視点に基づく基準であること ・ 従来は国と都の相互理解の上で、都基準に基づく数値が報告されていたこと。 ② 緊急事態宣言の解除について、ステージⅢにタッチするだけでなく、トレンドとしてステージⅡへ向かっていくような解除の形を求める委員の意見があったこと（10 頁）
乙 50	（参考）都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）	写し	R3. 2. 2	基本的対処方針等諮問委員会	・ 令和 2 年 2 月 2 日の基本的対処方針等諮問委員会の資料 ・ 東京都の使用率について、「重症者数 567 は本調査のために国基準で集計されたものであり、確保病床数 500 と単純に比較できない。」との注意書きが明記されていること

乙 51	<p>基本的対処方針等諮問委員会（第13回）議事録</p> <p>（※大阪府等の関西圏の1週間前倒しでの先行解除が決定された日のもの）</p>	写し	R3. 2. 26	基本的対処方針等諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府等の1週間前倒しでの先行解除について、委員からは、感染再拡大（リバウンド）の可能性についての強い懸念が示されていたこと。 関西圏と首都圏3県の違いについて、埼玉県、千葉県での50%の病床の占有率が問題となること、感染源が東京、首都圏はより広がっており、そのような状態で緩和した場合、リバウンドのおそれはかなりあることなどが委員から指摘されていたこと（7及び8頁）。
乙 52	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組－未曾有の感染を乗り越えて－（抜粋）</p>	写し	R3. 10. 21 改訂版	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 被告都は、2回目ないし4回目の緊急事態宣言並びにまん延防止等重点措置で、合計192店舗に対する措置命令を発出していること（61頁） ※ 東京都政策企画局のwebサイトで公開している資料の一部を抜粋したもの
乙 53	<p>「要請」応じず売上高9割増 グローバルダイニング（朝日新聞DIGITALの掲載記事）</p>	写し	R3. 7. 30	朝日新聞社	<ul style="list-style-type: none"> 原告の2021年1～6月期決算は、売上高が前年同期比92.3%の47億円、純利益が5億円の黒字（前年同期は9億円の赤字）だったこと 原告のCFO（最高財務責任者）は、「（緊急事態）宣言下、まん延防止等重点措置の中でも営業を続けた結果だ」と話していること 競合店が休業していたことで来店客が集中した面もあったとみられるとされていること
乙 54	<p>月次売上速報（2021年9月度）</p>	写し	R3. 10. 19	原告	<ul style="list-style-type: none"> 原告のIR情報 原告は、緊急事態宣言下、まん延防止等重点措置の中でも営業を続け、売上を伸ばしていること
乙 55	<p>新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第5.2版</p>	写し	R3. 7. 30 （第5.2版発行）	厚生労働省 診療の手引き 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症は、感染後発症までの期間（潜伏期間）が1日～14日（平均5.6日）と、インフルエンザの潜伏期間（1日～2日）

					に比べて長く、潜伏期間(発症前)に 他人に感染させること(7頁、29頁) 等
--	--	--	--	--	--